

「電気通信事業法に基づく端末機器の基準認証に関するガイドライン(第2版)」(案)に対して 提出された意見及び総務省の考え方

- 意見募集期間: 令和2年7月2日から同年7月31日まで
- 意見提出数: 1件
- 意見提出者: 以下のとおり

No.	意見提出者
1	日本アイ・ビー・エム株式会社

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	修正の有無
1	<p>該当箇所：第2章-1. -(1) Wi-Fi 及び Bluetooth を搭載した端末設備（10～11 頁）</p> <p>意見：該当箇所の本文では、コードレス電話のような誤接続/誤課金の懸念が、想定されない電波を使用する端末機器の場合、端末設備等規則第9条に基づく試験が必要ないことが述べられています。その際、Wi-Fi は「例えば、平成6年・・・」という文言に次いで述べられていることから、その「一例」であると明確に解釈できます。それに続く「また、」の文言に次いで述べられている Bluetooth も、Wi-Fi と同列で「一例」と考えられます。これらの表現は、本ガイドラインの第1版を継承しています。</p> <p>しかしながら、第2版(案)で新たに挿入された「(1) Wi-Fi 及び Bluetooth を搭載した端末設備」という項目名称は、当該項目が Wi-Fi 及び Bluetooth のみに限定適用される、という誤解を生じさせ得る表記になっており、例えば Zigbee(国際標準 IEEE802.15.4/Zigbee Alliance で規定)などは不適用と、誤解されてしまいます。この点を解決するため、以下を提案します。</p> <p>1. 項目名称を「(1) Wi-Fi、Bluetooth 等を搭載した端末設備」と修正する。</p> <p>なお、上記のように修正した項目名称における「等」については、第1版からある「そのような懸念が想定されないような端末設備については必ずしも同条を根拠とした試験を必要としない」という記述により、既に該当する端末設備が特定されていると思われます。ただ、具体的な相当技術基準を明示する場合には、以下を提</p>	<p>○ ガイドライン第1版の第2章では、Wi-Fi と Bluetooth を対象として認定の考え方を整理しておりますが、例示いただいた ZigBee などは対象とはしておりません。このことから、「(1) Wi-Fi 及び Bluetooth を搭載した端末設備」としております。</p> <p>例示いただいた ZigBee などのシステムについては、今後の利用動向等を踏まえながら、必要に応じて検討することが適当と考えます。</p>	無

<p>案します。</p> <p>2. 相当技術基準を「令和元年総務省告示第 266 号」(同年 11 月 20 日公布)と調和させる。</p> <p>これは電波法の実験等無線局開設の特例制度に関連する告示ですが、同告示により、電気通信事業法第 69 条第 1 項の、適合表示端末機器と同等に電気通信回線設備に接続できる相当技術基準が、定められていると思うからです。</p> <p>ただし、「XGP フォーラム A-GN6.00」(sXGP)については、本ガイドライン第 2 版(案)の別項で述べられている内容を優先することが適当と思われます。</p> <p style="text-align: right;">【日本アイ・ビー・エム株式会社】</p>		
--	--	--